



AIUの事業総合賠償責任保険



警備業

事業総合賠償責任保険
サービス業特約、警備・ビルメンテナンス業追加特約

AIU INSURANCE COMPANY



- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。
- 「STARs」は「事業総合賠償責任保険」のペットネームであり、登録商標です。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト
<http://www.aiu.co.jp>
お問合せ先: 03-3216-6611

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

B41-142(B-003078 2016-01) 1-14 15M (TF)

お問合せ・お申込みは

経営を揺るがす第三者賠償リスク。 STARs は、警備業の皆さまの事業遂行に伴う 法律上の損害賠償責任を包括的に補償します。

貴社が事業活動を行っていくうえで現実的に、潜在的に抱える賠償リスクを包括的に補償する保険として、是非ともご検討ください。

ココがポイント! STARs 警備業向の特長

■ 貴社の事業遂行にかかる賠償リスクを幅広く補償します

貴社の事業遂行により日本国内で生じた対人・対物事故から純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害による損害まで、賠償リスクを幅広く補償します。また、貴社が行うすべての警備業務を包括的に補償するため、万一の保険手配漏れもなく、ご安心いただけます。

P.3 基本契約のご説明

■ 各種費用の補償により賠償事故の解決までサポート

ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。この保険では、弊社の賠償責任保険(企業用)で支払われる損害賠償金や争訟費用等に加え、賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

P.5 お支払いする保険金の種類

■ 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

ご契約プランや、各種オプション特約をご選択いただくことにより、貴社のご要望に応じた商品設計が可能となります。

P.7 オプション特約のご説明

P.9 ご契約プラン

このパンフレットで使用する用語のご説明

●**記名被保険者**: 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。●**下請負人**: 記名被保険者と締結した下請負契約等に基づき警備業務を行う者をいいます。ただし、警備業法に基づく認定または道路運送法に基づく免許を受けた者に限ります。●**使用不能**: その財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。●**対人・対物事故**: 他人の身体に傷害や疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡を生じさせることを対人事故といい、他人の財物を滅失、毀損(きそん)または汚損すること(紛失することまたは盗取・詐取されることは除きます。)を対物事故といいます。あわせて対人・対物事故といいます。●**発注者**: 記名被保険者が元請負人となる場合の仕事の発注者をいいます。●**被保険者**: 記名被保険者および保険の約款で被保険者として規定された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。●**保険金額**: 弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

CONTENTS

はじめに.....	1	ご契約プランとご注意事項.....	9
基本契約のご説明.....	3	保険金お支払いまでの流れ.....	10
お支払いする保険金の種類.....	5	基本契約のご説明(詳細).....	11
オプション特約のご説明.....	7	オプション特約のご説明(詳細).....	13

■ 保険金をお支払いする場合

STARs警備業向では、次の4つのリスクに対する補償を基本契約とします^[注1]。
業務遂行・施設リスクと生産物・完成作業リスクはセットでご契約いただけます。

業務遂行・施設リスク



次のような事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^{[注2][注3]}。

- ① 貴社の営業活動や貴社の施設(本社、事務所等)の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故
- ② 貴社が行う警備業務の遂行に起因する対人・対物事故
- ③ 警備契約書に記載された警備対象物(P.4の説明をご覧ください。)の損壊・紛失・盗取(詐取を含みません。)による事故
- ④ 不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用(保険期間中500万円を限度にお支払いします。)

オプション特約

- ・借用機械器具損害担保特約
- ・シリンダー交換費用損害担保特約
- ・現金・貴重品損害担保特約
- ・使用者賠償責任保険特約
- ・個人情報漏洩危険担保特約 など

事故例

警備を行っていた駐車場のシャッターの誤操作により、自動車を破損させてしまった。



夜間の施設警備中に警備員が居眠りをしてしまい、警備先倉庫で商品の盗難が発生した。



*被保険者は **記名被保険者** **下請負人** **発注者** です。

生産物・完成作業リスク



次のような対人・対物事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^{[注2][注3]}。

- ① 貴社が行った警備業務の結果に起因する対人・対物事故
- ② 貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)に起因する対人・対物事故

オプション特約

- ・個人情報漏洩危険担保特約 など

事故例

警備先でストーブのスイッチを切り忘れたまま業務を終えてしまい、警備先オフィスや隣のビルを焼失させてしまった。



*被保険者は **記名被保険者** **下請負人** **発注者** です。

純粋財物使用不能リスク



第三者の財物に物理的な損壊を与えることなく使用不能(次の①②をいいます。)にしたことによって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注3](保険期間中500万円を限度にお支払いします。)

- ① 貴社が行う警備業務、営業活動や施設の所有・使用・管理に起因する事故による第三者の財物の使用不能
- ② 損壊を伴わない警備対象物の使用不能

事故例

施設で発生した火災により、近隣店舗に物的損害はなかったものの休業損失が発生してしまった。



*被保険者は **記名被保険者** です。

人格権侵害・宣伝障害リスク



次のような人格権の侵害または宣伝活動に起因する権利侵害によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注3](保険期間中500万円を限度にお支払いします。)

- ① 第三者の自由の侵害、名誉毀損(きそん)、プライバシーの侵害の事故
- ② ホームページやパンフレットなどの宣伝活動に伴う著作権の侵害事故

事故例

お客さまを万引き犯と誤認して、公衆の面前で拘束してしまった。



*被保険者は **記名被保険者** です。

[注1] 純粋財物使用不能リスク、人格権侵害・宣伝障害リスクは単独でご契約いただくことができませんのでご注意ください。
[注2] 業務遂行・施設リスク(④を除きます。)、生産物・完成作業リスクの保険金額については、ご契約時にお選びいただけます。
[注3] ご契約時に自己負担額(1事故免責金額)を設定した場合は、その自己負担額を適用します。

STARs警備業向のポイント!

STARs警備業向では、「警備対象物*」について、以下の事故による損害を補償します。

- ① 警備対象物の損壊・紛失・盗取(詐取を含みません。)
- ② 警備対象物を損壊させることなく使用不能にしたこと(純粋財物使用不能リスクをご契約いただいた場合)

[注] 警備業務に関わるものに限ります。また、現金・貴重品に対する損害については、P.8「オプション特約のご説明」P.3「現金・貴重品損害担保特約/現金・貴重品損害担保特約(増額型)」をご覧ください。

*警備対象物とは?

「警備契約書に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物」をいいます。

P.7 オプション特約のご説明

オプション特約をセットすることにより補償を拡大できます。

P.9 ご契約プラン

4つのリスクの組み合わせをお選びいただけます。

P.12 保険金をお支払いできない主な場合

詳細はP.12をご覧ください。

お支払いする保険金の種類

STARs警備業向では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する、さまざまな費用を保険金としてお支払いします^[注1]。

お支払いの対象となる
リスクの表記について

業務遂行・
施設リスク

生産物・完成
作業リスク

純粋財物
使用不能リスク

人格権侵害・
宣伝障害リスク

事故発生初期に生じる費用^[注2]



損害拡大防止軽減・求償権保全費用^[注3]

事故等が発生した場合において被保険者が支出した次の必要・有益な費用
①損害の拡大防止または軽減のために支出した費用
②他人から損害賠償または求償を受けることができる場合、その権利の保全・行使のために支出した費用

対象リスク:



被害者見舞・臨時費用^{[注4][注5]} (被害者1名10万円・1事故300万円限度)

保険事故が発生した場合において、被保険者が支出した見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用
*同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。

対象リスク:



緊急対応費用^{[注4][注5]} (1事故300万円限度)

保険事故が発生した場合において被保険者が支出した次の費用
①被害者またはその法定相続人等の現地(事故等の発生地など)訪問費用(被害者1名につき2名分を限度とします。)
②役員・従業員を現地または被害者もしくはその法定相続人等の居住地へ派遣する費用
③被害者またはその法定相続人等との通信費用
④被保険者が被害者またはその法定相続人等と対応するための一時的な施設の借上費用
⑤被害者の捜索、救助または移送に従事した者からの請求に基づく費用

対象リスク:



被害者治療等費用^{[注6][注7]} (被害者1名50万円・1事故300万円限度)

仕事の遂行または貴社が所有もしくは賃借する施設における対人事故が発生した場合において、記名被保険者が支払った治療費用等または葬祭費用(事故日からその日を含めて1年以内に弊社に通知された費用に限ります。)



*同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。

対象リスク:

訴訟等により生じる費用^[注2]



争訟費用^{[注4][注5]}

損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)について、被保険者が支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用

対象リスク:



訴訟対応費用^{[注4][注5]} (1事故300万円限度)

損害賠償請求訴訟に対応するために被保険者が臨時に支出した意見書・鑑定書作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当等の社会通念上妥当な費用

対象リスク:



協力費用^[注4]

弊社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用

対象リスク:

損害賠償金のお支払い^[注2]



損害賠償金

被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金
*損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。

対象リスク:

事故発生

[注1] すべての保険金を合算して、各対象リスクの保険金額を限度にお支払いします。
[注2] 損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、防止軽減または求償できたと認められる額を控除してお支払いします。
[注3] この費用のうち、「緊急措置(応急手当、護送など)に要した費用」および「支出についてあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用」については、費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

[注4] 費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。
[注5] 費用の支出にあたっては事前に弊社の書面による同意が必要です。
[注6] 費用の支出にあたっては事前に弊社の同意が必要です。
[注7] 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、すでにお支払いした被害者治療等費用は損害賠償金に充当します。

はじめに

基本契約のご説明

お支払いする
保険金の種類

オフショア特約の
ご説明

ご契約プランと
ご注意事項

保険金お支払い
までの流れ

基本契約の
ご説明(詳細)

オフショア特約の
ご説明(詳細)

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セッティングができる基本契約は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

1 借入機械器具損害担保特約
借入機械器具損害担保特約(増額型)

貴社が警備業務の発注者から借用した機械器具※の損壊・紛失・盗取(詐取を含みません。)について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

保険金額 (内枠払)	●保険期間中500万円 ●(増額型)は保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故5万円または業務遂行・施設リスクの自己負担額のいずれか高い額



※警備業務を行うことを主たる用途、機能とする機械、器具などをいい、被保険者が発注者から了解または同意を得て借用するものをいいます。ただし、自動車は除きます。

事故例

警備のために預かっていた機械が壊れてしまった。

*被保険者は **記名被保険者** **下請負人** **発注者** です。

業務遂行・施設

2 シリンダー交換費用損害担保特約
シリンダー交換費用損害担保特約(増額型)

貴社が警備業務の発注者から借用したマスターキー※の紛失・盗取(詐取を含みません。)によるシリンダー交換費用について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

保険金額 (内枠払)	●保険期間中500万円 ●(増額型)は保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故5万円または業務遂行・施設リスクの自己負担額のいずれか高い額



※警備業務の遂行のために発注者から借用する警備対象物の扉等の鍵(自動車の鍵は除きます。)をいいます。

事故例

館内のモニタールームに保管していたマスターキーが盗まれてしまったため、シリンダーの交換を行った。

*被保険者は **記名被保険者** **下請負人** **発注者** です。

業務遂行・施設

3 現金・貴重品損害担保特約
現金・貴重品損害担保特約(増額型)

警備対象物である現金・貴重品※の損壊・紛失・盗取(詐取を含みません。)について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

保険金額 (内枠払)	●保険期間中500万円 ●(増額型)は保険期間中1,000万円
自己負担額	業務遂行・施設リスクと同額



※貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物をいいます。

事故例

デパートで警備を行っていたところ、警備の対象物である指輪が盗まれてしまった。

*被保険者は **記名被保険者** **下請負人** **発注者** です。

業務遂行・施設

4 使用者賠償責任保険特約

貴社従業員、下請従業員の業務中の労災事故(政府労災の給付が決定した場合に限ります。)によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

【ご契約プラン】

プラン	A	B
保険金額(外枠払) (1事故・保険期間中)	5,000万円	1億円



事故例 警備中、付近で作動する製造機械に巻き込まれて負傷し、従業員から損害賠償請求された。

*被保険者は **記名被保険者** です。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

5 貴社が管理する個人情報漏洩してしまったときのために
個人情報漏洩危険担保特約

貴社が所有・使用・管理する個人情報の漏洩が日本国内で発生し、保険期間中に発覚した場合、その個人情報の漏洩について被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※損害賠償金等のほか、危機管理実行費用をお支払いします。

【ご契約プラン】

プラン	A	B	C
保険金額(外枠払) (1事故・保険期間中)	1,000万円	3,000万円	5,000万円
自己負担額(1事故)	10万円		

危機管理実行費用は、表中の保険金額の10%を限度として、内枠でお支払いします。



事故例 営業中に車上荒らしにあい、従業員の個人情報が入ったパソコンが盗まれてしまった。

*被保険者は **記名被保険者** です。

P.13 オプション特約のご説明(詳細)

詳細については、P.13~P.14をご覧ください。

ご契約プラン

貴社にあったご契約プランをお選びいただくことができます。

【補償プラン】 主な2つの補償プランをご紹介します。これら以外のプランをご希望される場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
[○:補償対象 ×:補償対象外]

リスクの種類	補償プラン	
	基本プラン	対人・対物のみプラン
業務遂行・施設リスク/生産物・完成作業リスク	○	○
純粋財物使用不能リスク	○	×
人格権侵害・宣伝障害リスク	○	×

【保険金額プラン】 保険金額^(注)は、次のプランの中からお選びください。なお、自己負担額(1事故免責金額)は任意で設定していただくことができます。

プラン	業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク	純粋財物使用不能リスク 人格権侵害・宣伝障害リスク	保険証券総保険金額
A	5,000万円	500万円	5,000万円
B	1億円		1億円
C	3億円		3億円

[注] すべてのリスクの対象となる損害の額を合算して、保険証券記載の保険証券総保険金額を限度としてお支払いします。

ご注意事項

ご契約にあたって

この保険は、貴社の業務の内容および把握可能な直近の会計年度(1年間)における税込売上高総額に基づき算出した保険料を確定保険料として取り扱います。保険料の算出にあたっては、下記のいずれかの書類の写しが必要となります。

(1) 貴社が法人の場合

- ①直近の会計年度(1年間)の損益計算書
- ②直近の会計年度(1年間)の法人事業概況説明書
- ③直近の会計年度(1年間)の有価証券報告書

(2) 貴社が個人事業主の場合

- ①直近の会計年度(1年間)の青色申告決算書(青色申告の場合)
- ②直近の会計年度(1年間)の収支内訳書(白色申告の場合)
- ③直近の会計年度(1年間)の税務申告書類

保険料の精算について(確定精算)

保険契約締結時に保険期間中の予想売上高に基づき暫定保険料扱いとして契約した場合には、保険期間終了後、保険期間中の実際の税込売上高の総額に基づき計算した確定保険料(確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料)と既に領収している暫定保険料との差額を精算します。

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step1. 事故発生のご連絡

貴社

- 事故が発生した場合、損害の軽減に努めてください。また、他人から損害賠償・求償を受けることができる場合は、その権利の保全・行使に努めてください。
- 事故の状況、損害の程度、損害賠償請求があった場合にはその内容、重複保険契約の有無とその内容などについて、遅滞なく、取扱代理店または弊社まで書面でのご連絡をお願いします。

事故解決に向けてのアドバイス および必要書類のご案内

AIU

- 貴社のご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 事故解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step2. 必要書類のご手配・ご提出

貴社

- 保険金請求書などのご記入、損害の立証書類などのご手配をいただき、ご提出をお願いします。

Step3. 相手方との示談

貴社

- 必要に応じて、相手方との示談の進め方や示談内容等について、弊社からアドバイスをいたします。示談は、被保険者ご自身で進めていただく必要がありますのでご注意ください。

ご請求内容の確認

AIU

- 保険金をお支払いするために必要な確認を行います。
- お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step4. 保険金のお受取り

貴社

- お支払い金額、お支払い先などを貴社へ書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

随時、
アドバイスを
ご提供します!

示談についてのアドバイス

相手方との間で賠償額を決定(示談)する場合には、必ず事前にご連絡ください。弊社とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。

はじめに

基本契約のご説明

お支払いする
保険金の種類

オプション特約の
ご説明

ご契約プランと
ご注意事項

保険金お支払い
までの流れ

基本契約の
ご説明(詳細)

オプション特約の
ご説明(詳細)

リスク	保険金をお支払いする場合	*1 被保険者	*2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合
<p>業務遂行・施設リスク</p>	<p>次の①②に起因して日本国内*3で発生した事故により、保険期間中に他人の身体の障害、財物の損壊または警備対象物の紛失もしくは盗取(詐取を含みません。)が発生した場合において、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2 [注1] [注2]をお支払いします。</p> <p>①記名被保険者の仕事の遂行*3 ②記名被保険者の仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する施設</p> <p>*3①のうち、記名被保険者が仕事に付随して一時的に日本国外で行う商談等の営業業務の遂行に起因する事故については、全世界を対象とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者 	<p>業務遂行・施設リスクの保険金額(1事故・保険期間中)、自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。ただし、次に掲げる事由による損害については、それぞれ保険期間中500万円を限度としてお支払いします。</p> <p>①一時的に日本国外で行う商談等の営業業務の遂行に起因する事故(左記*3参照) ②不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用の支出</p>	<p>【共通—全てのリスク・特約に共通のお支払いできない主な場合(普通保険約款)】</p> <p>●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇保険契約者または被保険者の故意 ◇戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ◇地震、噴火、洪水、津波等の天災 ◇核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ◇放射線照射または放射能汚染 ◇石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ◇保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故 など <p>【警備業務に適用されるお支払いできない主な場合】</p> <p>●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務 ◇警備業法に基づく認定または道路運送法に基づく免許を受けずに遂行した警備業務 ◇警備契約書に基づかない警備業務の遂行 ◇警備対象物である銃火器または火薬類取締法に定められる火薬類による事故 ◇警備業務に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他部品類の損壊、紛失、盗取または損壊を伴わない使用不能 <p>●次の事由によって生じた損害に対してもお支払いできません(純粋財物使用不能リスクを除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇保険契約者、被保険者(これらの者の役員、従業員を含みます。)または被保険者の父母、配偶者、子その他親族が行い、または加担した盗取 ◇警備対象物以外の財物の紛失または盗取 ◇警備対象物のうち、現金・貴重品の損壊、紛失または盗取 ◇警備対象物の扉等の鍵の紛失または盗取に伴う錠前(シリンダーを含みます。)交換費用 ◇設備・機械類の保守、修理、分解、加工、取替または据付等において、被保険者が通常行う作業の拙劣または仕上不良等(被保険者の誤った認識または判断による損壊を含みます。) <p>【業務遂行・施設リスク—生産物・完成作業リスク共通】</p> <p>●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇環境汚染、汚染浄化費用の支出(不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。) ◇専門職業業務 [注3] の遂行 <p>●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 <p>【業務遂行・施設リスク】</p> <p>●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇航空機、自動車もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理 [注4] ◇塵埃(じんあい)または騒音 <p>●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵(かし)により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊に対する賠償責任 ◇記名被保険者の業務に従事中に被保険者が被った身体の障害に対する賠償責任 ◇以下に掲げる財物の損壊、紛失または盗取に対する賠償責任 [注4] ■被保険者が借用、保管(占有)する財物 ■販売、組立、加工、修理、点検、洗浄等のために施設内にある財物 ■仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他部品類 ■仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分(誤った認識または判断による損壊を含みます。) <p>【生産物・完成作業リスク】</p> <p>●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ◇生産物または仕事の瑕疵(かし)に起因するその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任 ◇生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を発揮できないことに起因する賠償責任 <p>●次の費用はお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇回収措置を講じるために要した費用 <p>【純粋財物使用不能リスク】</p> <p>●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇環境汚染、汚染浄化費用の支出(不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。) ◇専門職業業務 [注3] の遂行 ◇航空機、自動車もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理 [注4] ◇塵埃(じんあい)または騒音 <p>●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 ◇債務不履行に起因する賠償責任(生産物、仕事の結果自体に損壊が発生した場合を除きます。) ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵(かし)により、これらから入る雨または雪等による財物の使用不能に対する賠償責任 ◇被保険者または被保険者の業務に従事する者が所有、使用もしくは管理する財物の使用不能に対する賠償責任 [注4] ◇故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、供給、処分等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ◇生産物または仕事の瑕疵(かし)に起因するその生産物または仕事の結果自体の使用不能に対する賠償責任 ◇生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任 ◇回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対する賠償責任 <p>●次の費用はお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇回収措置を講じるために要した費用 <p>【人格権侵害・宣伝障害リスク】</p> <p>●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) ◇被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 ◇保険期間開始日より前から継続、反復されていた不当行為 ◇広告、放送、出版等を業とする被保険者によりその業務の遂行として行われた不当行為 ◇保険期間終了後または解除後1年以上経過した後に発見された不当行為 <p>●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇被保険者の業務に従事する者に対する賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任
<p>生産物・完成作業リスク</p>	<p>次の①②に起因して日本国内*4で発生した事故により、保険期間中に他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2 [注1] [注2]をお支払いします。</p> <p>①被保険者の占有を離れた記名被保険者の生産物*4 ②記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われた仕事の結果</p> <p>*4①のうち、日本国内に居住する者が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物に起因する事故については、全世界を対象とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者 	<p>生産物・完成作業リスクの保険金額(1事故・保険期間中)、自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。ただし、次に掲げる事由による損害については、それぞれ保険期間中500万円を限度としてお支払いします。</p> <p>①一時的に日本国外へ持ち出された生産物に起因する事故(左記*4参照) ②不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用の支出</p>	<p>など</p> <p>など</p>
<p>純粋財物使用不能リスク</p>	<p>次の①②に起因して保険期間中に日本国内で発生した事故により、他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたことについて、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2 [注1] [注2]をお支払いします。</p> <p>①記名被保険者の仕事の遂行または被保険者が所有、使用もしくは管理する施設 ②被保険者の占有を離れた記名被保険者の生産物(以下、生産物といいます。)</p> <p>または記名被保険者によってもしくは記名被保険者のために行われた仕事の結果。ただし、占有を離れたまたは引渡した後に、生産物または仕事の結果に物理的な損壊が発生した場合に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者 	<p>業務遂行・施設リスク(左記①の場合)または生産物・完成作業リスク(左記②の場合)の自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用し、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。</p>	<p>など</p>
<p>人格権侵害・宣伝障害リスク</p>	<p>記名被保険者の仕事に関して、保険期間中に日本国内で行われた次の①～④の不当行為に起因して人格権侵害・宣伝障害が発生した場合において、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2 [注1] [注2]をお支払いします。</p> <p>①他人の自由を侵害するまたは名誉を毀損(きそん)する不当な身体の拘束 ②他人のプライバシーを侵害する口頭、文書等の表示行為、宣伝活動 ③他人を誹謗するまたは他人の商品、役務を中傷する口頭、文書等の表示行為、宣伝活動 ④他人の著作権、標題、標語(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。)を侵害する宣伝活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者 	<p>業務遂行・施設リスクの自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用し、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。</p>	<p>など</p> <p>など</p>

[注1] 業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの保険金額と同額で保険証券総保険金額が設定されます。この保険契約でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金(オプション特約のセットにより、これらのリスクの保険金額の内枠でお支払いする支払保険金を含みます。)を合算して、保険証券総保険金額を限度とします。

[注2] 自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各リスクおよび各オプション特約の保険金額を限度とします。(損害額－自己負担額)×縮小支払割合＝支払保険金

[注3] 人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事(所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。)などをいいます。

[注4] 警備対象物の損壊、紛失、盗取または損壊を伴わない使用不能については、この規定を適用しません。

はじめに
基本契約のご説明
お支払いする保険金の種類
オプション特約のご説明
ご契約プランとご注意事項
保険金をお支払いまでの流れ
基本契約のご説明(詳細)
オプション特約のご説明(詳細)

オプション特約のご説明(詳細)

特約	保険金をお支払いする場合	*1 被保険者	*2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合						
1 [注1] 業務遂行・施設 ●借用機械器具損害担保特約 ●借用機械器具損害担保特約(増額型)	警備業務の遂行に起因して保険期間中に日本国内で発生した借用機械器具*3の損壊、紛失または盗取(詐取を含みません。)について、被保険者*1がその借用機械器具について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2 [注2]をお支払いします。 *3借用機械器具とは、警備業務の作業を行うことを主たる用途、機能とする機械、器具その他道具類をいい、被保険者が発注者から了解または同意を得て借用するものをいいます。ただし、いかなる場合も自動車を除きます。	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	・次の保険金額を限度として、業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th>特約</th> <th>保険金額(保険期間中)</th> </tr> <tr> <td>借用機械器具損害担保特約</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>借用機械器具損害担保特約(増額型)</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> ・業務遂行・施設リスクの自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。ただし、自己負担額が5万円を下回る場合は、5万円を適用します。	特約	保険金額(保険期間中)	借用機械器具損害担保特約	500万円	借用機械器具損害担保特約(増額型)	1,000万円	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇自然発火、自然爆発した借用機械器具自体の損壊 ◇自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等またはねずみ食い・虫食い等による借用機械器具の損壊 ◇借用機械器具の損壊、紛失または盗取による使用不能 ◇借用機械器具が正当な権利を有する者に引渡された後に発見された借用機械器具の損壊 ◇被保険者が行う保守、調整、修理、交換等の作業により生じた借用機械器具の損壊 ◇電気的または機械的な原因により生じた借用機械器具の損壊 ◇かき傷、すり傷、欠け傷、よごれ、しみ、焦げ等の借用機械器具の機能に直接関係のない損壊 ◇借用機械器具の運転資材、消耗品または消耗材に単独に生じた損壊 ◇借用機械器具の一部の部品の紛失または盗取 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「警備業務に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品の損壊、紛失、盗取または損壊を伴わない使用不能」に関する規定は適用しません。
特約	保険金額(保険期間中)									
借用機械器具損害担保特約	500万円									
借用機械器具損害担保特約(増額型)	1,000万円									
2 [注1] 業務遂行・施設 ●シリンダー交換費用損害担保特約 ●シリンダー交換費用損害担保特約(増額型)	警備業務の遂行に起因してマスターキー*4が保険期間中に日本国内において紛失したまたは盗取(詐取を含みません。)されたことに起因するシリンダー交換費用*5について、被保険者*1が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2 [注2]をお支払いします。 *4マスターキーとは、警備業務の遂行のために、被保険者が発注者から借用する警備対象物の扉等の鍵(カードキーを含みます。)をいいます。ただし、自動車の鍵は含まれません。 *5マスターキーで施錠・開錠が可能な扉等の錠前交換および紛失したまたは盗取されたマスターキー以外の鍵(カードキーを含みます。)の再作成費用をいいます。	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	・次の保険金額を限度として、業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th>特約</th> <th>保険金額(保険期間中)</th> </tr> <tr> <td>シリンダー交換費用損害担保特約</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>シリンダー交換費用損害担保特約(増額型)</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> ・業務遂行・施設リスクの自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。ただし、自己負担額が5万円を下回る場合は、5万円を適用します。	特約	保険金額(保険期間中)	シリンダー交換費用損害担保特約	500万円	シリンダー交換費用損害担保特約(増額型)	1,000万円	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]を適用します。 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「警備対象物の扉等の鍵の紛失または盗取に伴う錠前(シリンダーを含みます。)交換費用」に関する規定は適用しません。
特約	保険金額(保険期間中)									
シリンダー交換費用損害担保特約	500万円									
シリンダー交換費用損害担保特約(増額型)	1,000万円									
3 [注1] 業務遂行・施設 ●現金・貴重品損害担保特約 ●現金・貴重品損害担保特約(増額型)	警備業務の遂行に起因して保険期間中に日本国内で発生した警備対象物である現金・貴重品*6の損壊、紛失または盗取(詐取を含みません。)について、被保険者*1が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2 [注2]をお支払いします。 *6現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物をいいます。	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	・次の保険金額を限度として、業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th>特約</th> <th>保険金額(保険期間中)</th> </tr> <tr> <td>現金・貴重品損害担保特約</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>現金・貴重品損害担保特約(増額型)</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> ・業務遂行・施設リスクの自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。	特約	保険金額(保険期間中)	現金・貴重品損害担保特約	500万円	現金・貴重品損害担保特約(増額型)	1,000万円	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]を適用します。 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「警備対象のうち、現金・貴重品の損壊、紛失または盗取」に関する規定は適用しません。
特約	保険金額(保険期間中)									
現金・貴重品損害担保特約	500万円									
現金・貴重品損害担保特約(増額型)	1,000万円									
4 [注1] 業務遂行・施設 使用者賠償責任保険特約	被用者*7が保険期間中に業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、次の①～⑤の損害賠償金または費用を保険金*2 [注2]としてお支払いします。 ①損害賠償金 ②損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ③協力費用 ④争訟費用 ⑤訴訟対応費用(1事故300万円限度) ただし、損害賠償金の支払いは、政府労災保険等による給付が決定された場合に限るものとし、次の(1)～(3)の金額の合算額を超過する額をお支払いします。 (1)政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。) (2)自賠償保険契約等または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 (3)次のいずれかの金額 ・被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払うべき金額 ・被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険(法定外補償条項部分)およびその他一定の災害補償を被用者に対して行うことを目的として保険契約者が締結する保険契約により被用者に支払われることによって賠償責任を免れる金額 *7被用者とは、被保険者の従業員、下請負人および下請負人の従業員をいいます。	・記名被保険者	・1事故・保険期間中の保険金額は次のいずれかのプランからお選びください。 5,000万円/1億円 ・保険証券記載のこの特約の自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。	●次の事由によって生じた被用者の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。 ◇保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意 ◇戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ◇地震、噴火またはこれらによる津波 ◇核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 など ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇被保険者と被用者またはその他の他人との間の損害賠償に関する特別な約定、合意または法定外補償規定により加重された賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 ●次の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。 ◇風土病または職業性疾病による身体の障害 ●次の損害賠償金はお支払いできません。 ◇労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金						
5 [注1] 業務遂行・施設 生産物・完成作業 個人情報漏洩危険担保特約	日本国内で発生した個人情報*8(被保険者が日本国内で行う業務のために所有、使用または管理する個人情報)の漏洩が保険期間中に発生した場合において、被保険者*1が負担する次の(1)(2)の損害に対して、次の①～⑥の損害賠償金または費用を保険金*2 [注2]としてお支払いします。 (1)個人情報漏洩によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (2)被害者と直接対応する場合に発生する危機管理実行費用*9(費用の支出にあたっては弊社の書面による同意が必要です。) お支払いする保険金の種類 ①損害賠償金 ②損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ③協力費用 ④争訟費用 ⑤訴訟対応費用(1事故300万円限度) ⑥危機管理実行費用 *8個人情報とは、個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより、特定の個人を識別できるものをいいます。 *9危機管理実行費用とは、文書による公的機関への届出・報告または新聞、テレビ、インターネット等で報道が行われた場合において、被害者と直接対応する場合に発生する次の費用をいいます。ただし、事故発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。 (弁護士への相談費用/新聞での謝罪広告費用/無料通話電話の使用料/お詫び状の作成・送付費用/見舞金・見舞品費用(被害者1名500円限度)/従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用) など	・記名被保険者	・1事故・保険期間中の保険金額は次のいずれかのプランからお選びください。 1,000万円/3,000万円/5,000万円 ・自己負担額(1事故免責金額)は10万円となります。 ・他人が支出した見舞金・見舞品費用に対する損害賠償金(求償損害)については、被害者1名につき500円、保険期間を通じて上記保険金額の20%を限度とします。 ・危機管理実行費用は、保険期間を通じて上記で選択いただいた保険金額の10%を限度として、上記保険金額の内枠でお支払いします。	普通保険約款の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]のほか、以下の場合はお支払いできません。 ●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇個人情報以外の情報の漏洩 ◇保険契約者または被保険者が保険契約締結時点で既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故 ◇被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 ◇被保険者の役員の個人情報の漏洩 ◇労働者派遣事業の場合において、派遣労働者が派遣先で発生させた事故 など ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇他人の身体の障害または財物の損壊・紛失・盗取(詐取を含みます。)に対する賠償責任 ◇損害賠償に関する特別な約定または合意により加重された賠償責任 ◇クレジットカード番号、預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対する賠償責任 ◇他人が行う商品の販売・供給または役務の提供の中断・終了・内容変更に対する賠償責任 ◇被保険者の業務の履行遅滞・履行不能に起因する賠償責任 など ※この特約が解約・非継続となる場合は、保険期間中に発生した個人情報の漏洩を保険期間終了後30日を経過する日までに弊社に書面でご通知する必要があります。						

[注1] それぞれの特約と特約(増額型)は同時にセットできません。
 [注2] 自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各オプション特約の保険金額を限度とします。(損害額-自己負担額)×縮小支払割合=支払保険金

[注3] 普通保険約款、基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」は、P.12「基本契約のご説明(詳細)」をご覧ください。

はじめに
 基本契約のご説明
 お支払いする保険金の種類
 オプション特約のご説明
 ご契約プランとご注意事項
 保険金をお支払いまでの流れ
 基本契約のご説明(詳細)
 オプション特約のご説明(詳細)